①中小企業者等事業継続応援給付金 申請要領(申請のガイダンス)

個人事業主・中小企業者等向け

令和2年5月22日 庄原市 企画振興部 商工観光課

はじめに

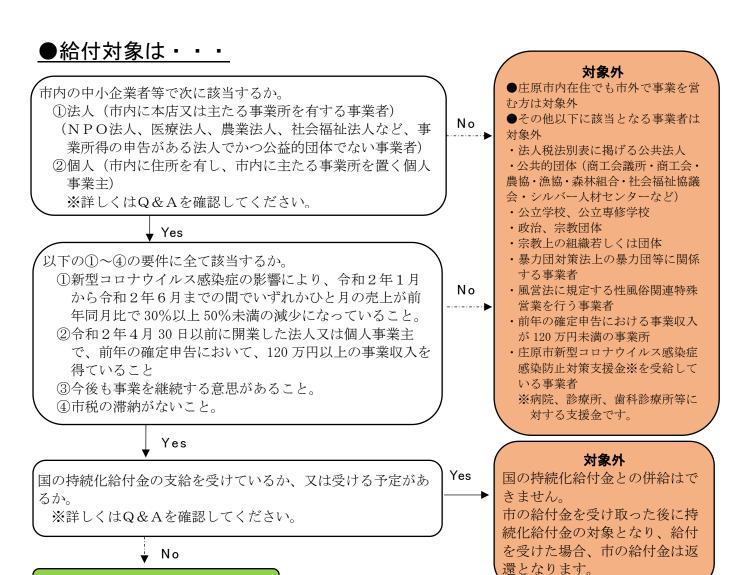
●応援給付金は・・・

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けながらも国の「持続化給付金」の対象とならない事業者に対して、事業を継続していただくために給付金を支給します。

●給付額は・・・

- 一律10万円
- ※法人は法人単位、個人事業主は事業主単位とします
- ※一度給付を受けられた方は再度給付申請することができません。
- ※この給付金は事業所得・不動産所得・雑所得等の課税対象となる場合があります。
 - →最寄りの税務署までお問合せください。

給付対象



申請について

●申請書類・添付書類は・・・

1. 法人の場合

(1)給付金交付申請書兼請求書

様式1※口座番号・名義人がわかる通帳の写し等を添付

(2)確定申告書の控えの写し

前事業年度の確定申告書 (別表一 (一))

(3)法人事業概況説明書の写し

(4)売上が確認できる書類

①月別売上表	様式別紙
②売上減少を証明する根	①の根拠書類として、対象要件の減少率となった月分の
拠書類の写し	売上台帳の写しを添付

(5)その他

①新設の法人のみ 履行事項全部証明書の写し ※新設の法人は、申請日において確定申告を行っていな い場合に履行事項全部証明書の写しを提出

2. 個人事業主の場合

(1)給付金交付申請書兼請求書

様式1%口座番号・名義人がわかる通帳の写し等を添付

(2)確定申告書の控えの写し

令和元年分の確定申告書(第一表)

(3) 青色申告決裁書の控えの写し

(4)売上が確認できる書類

①月別売上表	様式別紙
②売上減少を証明する根	①の根拠書類として、対象要件の減少率となった月分の
拠書類の写し	売上台帳の写しを添付

(5)その他

①身分証明書の写し

運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住権 証明書、外国人登録証明書のいずれか

これらがない場合は、住民票の写し及びパスポートの両方、

又は住民票の写し及び各種健康保険証(両面)の両方

②新規の個人事業主のみ 開業届の写し ※新規の個人事業主は、申請日において確定申告を行っていない場合に税務署へ提出した開業届の写しを提

出

様式第1号(第5条関連)

庄原市中小企業者等応援給付金交付申請書兼請求書

庄原市長 様

庄原市中小企業者等応援給付金を次のとおり申請します。また、交付決定後は 給付金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

I 交付申請関係

4	ф	≕主	*
1	申	請	者

•													
会 社	土名	フリガナ							代表	長者	印		
(法人名	· 屋号等)												
代 表	者名												
本店所在	地(〒	_)						電記	舌番	号		
									()	
											_		
代表者の	生年月日	※個人事業主のみ		明治	・大正・時	昭和	・平成	年		月		日	
業種			沒	5人番号	※法人のみ								
			•				•	 		-			

2. 減 少 率

比 較 月	減少率(売上計算書より転記)					
20 1/2 //	※減少率 30%以上 50%未満が給付対象					
令和2年月分	%					
	(小数点第2位以下切捨て)					

Ⅱ 請求関係

1. 請 求 額

2. 振込口座(個人事業主の口座名義は、原則、代表者と同一としてください。)

振込先金融機関				銀行 金庫 農協				本店支店
預金種目(該当にチェック)	普	通	(□)		当	座	(□)	
口座番号								
フリガナ								
口座名義								

中小法人様の場合

様式第1号(第5条関連)

庄原市中小企業者等応援給付金交付申請書兼請求書

庄原市長様

庄原市中小企業者等応援給付金を次のとおり申請します。また、交付決定後は 給付金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

長者印をお願いします						
All who also step						
代表者印						
印取事締務						
電話番号						
(0824)						
72-○▲□○						
月 日						
をお願いします						
とり転記)						
が給付対象						
.						
,						
5第2位以下切捨て)						
かをお願いします						
をお願いします						
かをお願いします						
) 0円 <u>ください。</u>)						
00円 <u>ください。</u>) 本店						
) 0円 <u>ください。</u>)						

カ) ショウハ゛ラシ゛ム タ゛イヒョウトリシマリヤク ショウハ゛ラタロウ

株式会社庄原事務 代表取締役 庄原太郎

 $\bigcirc\bigcirc \Diamond \Diamond \triangle \Box$

口座番号

フリガナ

口座名義

様式第1号(第5条関連)

庄原市中小企業者等応援給付金交付申請書兼請求書

庄原市長 様

庄原市中小企業者等応援給付金を次のとおり申請します。また、交付決定後は 給付金を下記の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

I 交付申請関係

1. 申請者

会 社	名	フリガナ シ	代表者印							
(法人名・屋	号等)	庄原商店	庄原							
代 表 者	名	代表 庄原	代表 庄原 次郎							
本店所在地((〒727-	-0013)						電話番号		
庄原市西本	(町○丁)	目○番○号						(0824)		
								72-○▲□○		
代表者の生年	月日 ;	※個人事業主のみ	明	治・大正・	昭和•	平成	○年	△月 □日		
業種	○業		法人番号 ※	※法人のみ						
2. 減 少	率				法人のる	み、証	入をお	☆願いします		
		比較月	I	減少率	(売上 率 30%以					
		令和 2 年 <u>5</u> 月分					_	7)		
II 請求関1. 請求				次ページ	ジの減少	· 率と	整合を	お願いします		

請求額(給付金額) 100,000円

2. 振込口座(個人事業主の口座名義は、原則、代表者と同一としてください。)

振込先金融機関	庄原	銀行 金庫 <mark>農協</mark>				本店支店
預金種目(該当にチェック)	普 通 (☑)		当	座	(□)	
口座番号	$\bigcirc\bigcirc \blacklozenge \diamondsuit \triangle \Box$					
フリガナ	ショウバラジロウ					
口座名義	庄原次郎					

別紙

庄原市中小企業者等応援給付金に係る売上・誓約に関する資料

■月別売上比較表	※減少率の計算は、	必ず各年の同月で比較してください。	0
	7•\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		

比較月	令	和	2	年		□令和・□平成	年	減少率(%)
月	(ア)				円	(1)	円	%

●減少率計算式 ((イ) - (ア)) ÷ (イ) ×100 ※減少率は、小数点第2位以下は切捨て

※対象月の月間事業収入が分かるものの写しを添付(売上台帳、帳簿その他の対象月の属する 事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。)

■誓約事項

- 1. 申請日時点で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があります。
- 2. 事業は法令に違反しておらず、公序良俗にも反していません。
- 3. 市税の滞納はありません。
- 4. 受給資格の確認にあたり、公簿等で必要な情報を閲覧することに同意します。
- 5. 税務署等の公的機関からの申請書類に関する情報の提出に同意します。
- 6. 虚偽などにより給付金の返還規定に該当することとなった場合、速やかに返還します。
- 7. 庄原市から給付金に関する検査・確認等があった場合は、これに応じます。

上記、月別売上表の各項目に記載の金額は、当社の売上高と相違ありません。 また、上記誓約事項の記載について、誓約します。

令	·和	年	月	Ħ			
	会	社	名				
	代	表者	首名 .			印	
◇支給要件チェックリスト							
1	法人	の場合	、規模	種別等が対象	要件では	ある。※申請要領1ページを参照	
2	令和2年4月30日以前に開業している。						
3	庄原市に本店又は主たる事務所を有する法人、若しくは庄原市に住所があり主た る事業所を有する個人事業主である。						
4	前年の確定申告における事業収入が120万円以上である。						
5	国の持続化給付金の給付を受けていない。今後も受ける予定がない。						
◇提出書類チェック表							
申請	青書兼詞	青求書				確定申告書の控えの写し	
月別	月別売上表の売上が確認できる書類 □ □座番号の確認できる書類 □						
身欠	身分証明書の写し						

別紙 記入例

別紙

庄原市中小企業者等応援給付金に係る売上・誓約に関する資料

■月別売上比較表 ※減少率の計算は、必ず各年の同月で比較してください。

比較月	令 和 2 年	☑令和・□平成 <u>元</u> 年	減少率(%)
5月	(ア) 200, 000円	(イ) 287, 770円	<u>31</u> . <u>5</u> %

●減少率計算式 ((イ) - (ア)) ÷ (イ) ×100 <u>※減少率は、小数点第2位以下は切捨て</u> ※対象月の月間事業収入が分かるものの写しを添付 (売上台帳、帳簿その他の対象月の属する 事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。)

■誓約事項

- 1. 申請日時点で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があります。
- 2. 事業は法令に違反しておらず、公序良俗にも反していません。
- 3. 市税の滞納はありません。
- 4. 受給資格の確認にあたり、公簿等で必要な情報を閲覧することに同意します。
- 5. 税務署等の公的機関からの申請書類に関する情報の提出に同意します。
- 6. 虚偽などにより給付金の返還規定に該当することとなった場合、速やかに返還します。
- 7. 庄原市から給付金に関する検査・確認等があった場合は、これに応じます。

上記、月別売上表の各項目に記載の金額は、当社の売上高と相違ありません。 また、上記誓約事項の記載について、誓約します。

令和2年△月○○日

会 社 名 株式会社 庄原事務

代表者名 代表取締役 庄原 太郎

前ページと同じ代表者印を お願いします

役之印 住原事務

◇支給要件チェックリスト

1	法人の場合、規模・種別等が対象要件である。※申請要領1ページを参照	\square	
2	令和2年4月30日以前に開業している。	\square	
3	庄原市に本店又は主たる事務所を有する法人、若しくは庄原市に住所があり主た		
	る事業所を有する個人事業主である。		
4	前年の確定申告における事業収入が120万円以上である。		
5	国の持続化給付金の給付を受けていない。今後も受ける予定がない。		

◇提出書類チェック表

申	請書兼請求書	\square	確定申告書の控えの写し	
月	別売上表の売上が確認できる書類	\square	口座番号の確認できる書類	V
身	分証明書の写し		新設法人・新規個人事業主の確認書類	- 🗆

申請日において確定申告を行っていない事業者 のみ、記入をお願いします

●申請期間は・・・

令和2年5月22日(金)~令和2年8月31日(月)(消印有効)

●申請の流れは・・・

1. 申請書の入手

庄原市役所(商工観光課、各支所 地域振興室〈東城支所:産業建設室〉 庄原商工会議所、備北商工会、東城町商工会の窓口へ申請書を設置しているほか、ご連絡いただければ郵送で送付します。

2. 申請書への記入・添付書類の準備

不明な点は市役所・商工団体の窓口へ電話等でお問い合せください。

3. 申請書提出

感染拡大防止のため、原則、郵送での申請としますのでご協力ください。 ※郵送申請には専用封筒をご利用ください。申請書等に不備な点がある 場合は電話連絡いたしますので、昼間でもつながる連絡先を申請書へ記 入ください。

4. 申請書の審査・給付決定書・給付

提出された申請書を審査し、給付(不給付)決定書を申請者へ送付します。その後2週間程度(予定)で指定の口座へ振り込みます。

●お問い合わせ先・申請書提出先は・・・

■庄 原 市 役 所			
本 庁 商工観光課 商工振興係	庄原市中本町一丁目 10-1	☎ 0824−73−1178	
西城支所 地域振興室 産業建設係	庄原市西城町大佐 737-3	25 0824-82-2181	
東城支所 産業建設室 産業振興係	庄原市東城町川東 1175	2 08477-2-5008	
口和支所 地域振興室 産業建設係	庄原市口和町向泉 942	☎ 0824−87−2113	
高野支所 地域振興室 産業建設係	庄原市高野町新市 1171-1	☎ 0824−86−2113	
比和支所 地域振興室 産業建設係	庄原市比和町比和 1119-1	☎ 0824−85−3003	
総領支所 地域振興室 産業建設係	庄原市総領町下領家 280-1	☎ 0824−88−3065	
■庄原商工会議所	庄原市東本町一丁目 2-22	25 0824-72-2121	
■備 北 商 工 会	庄原市西城町西城 197-3	25 0824-82-2904	
■東城町商工会	庄原市東城町川東 1175	☎ 08477−2−0525	

●給付対象者・対象要件に関すること

1 個人事業主で、これまで開業届を提出していなかったが、今回の申請のために届け出をした場合、 対象となるのか

事業を実施されているかどうかの確認書類となりますので、税務署の開業届の受理日が提出された 日付であっても、開業日が令和元年(平成31年)以前であるなど、事業が継続して行われていることが判断できれば対象とします。

※開業届の写しの提出は、新規開業の個人事業主の方のみ提出

2 対象となる法人について詳しく教えて欲しい

対象となる法人は、市内に本店を有し資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満又は常時使用する 従業員数が 2,000 人以下の中小企業者等又は同規模の会社以外の法人としています。

法人については、会社のほかNPO法人・医療法人・学校法人・社会福祉法人など事業所得の申告がある法人で、かつ公共的団体でない法人を対象としています。

なお、公立学校や公立専修学校は対象外とします。

※公共的団体となる商工会議所・商工会・森林組合・社会福祉協議会・農協・漁協・シルバー人材センター等は対象外となります。

3 宗教法人だが対象となるのか

政治団体、宗教上の組織若しくは団体、暴対法上の暴力団等に関係する事業者、風営法に規定する 性風俗関連特殊営業を行う事業者、その他本事業の目的・趣旨における対象外事業者であると本市が 判断した事業者は対象外とします。

4 売り上げがなく、滞納してしまっている市税がある。なんとか対象とならないか

滞納されている場合には、計画的に納付することを誓約していただくことで給付対象とします。

5 本店が市外にあり、支店が市内にある場合、支店として対象となるのか

本店が市内にあることを条件としているため対象外となります。

なお、コンビニなど市内に所在する運営事業者が運営し、事業所得の申告をされている場合は対象 となります。

6 今後も事業を継続する意思とは、何年後までの話か。

本給付金の趣旨は新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けながらも国の「持続 化給付金」の対象とならない事業者に対して、事業を継続していただくために応援給付金を支給する ものです。

数年後まで追跡調査を行って事業継続しているか確認するような性質の給付金ではないものと考えており、給付金交付申請書兼請求書で事業継続の意思を示していただける事業者へ給付金を支給することとしています。

7 50%以上売り上げが下がっているが、持続化給付金は受けたくない。こちらのみ申請するので、 対象となるか

この給付金は、国の持続化給付金の支援を受けることができない事業者のため実施するものであ り、まずは持続化給付金の申請をおすすめいたします。

国では5月23日から庄原グランドホテル内に相談窓口を設置し申請者の支援を行うこととしているので、設置された相談窓口への相談をお願いします。(自動ガイダンス相談予約専用ダイヤル0120-835-130 会場コード3408)(オペレーター対応 電話予約窓口 0570-077-866)

また、市では市内商工団体と連携し一体となって事業者の支援を行うこととしており、国の持続化 給付金についても申請支援を行っていくこととしています。市は商工観光課・各支所地域振興室(東 城支所は産業建設室)、庄原商工会議所、備北商工会、東城町商工会へご相談ください。

8 1~3月までで、継続して25%程度の売り上げ減となっている。対象とならないか

給付要件を令和2年1月から6月までの間でいずれかひと月の売上が前年同月比で30%以上50% 未満に減収していることとしています。今後、6月までにひと月でもその要件に該当した場合は給付 対象となります。

9 創業して1年もたっていない法人なのだが、対象となるか

令和2年4月30日までに開業された場合は、給付対象とします。

比較の例:4月から6月の3カ月間の売上金額の平均と減少したひと月の売上金額を比較し、30%以上50%未満の減収となっていれば給付対象となります。(詳しくは、市の商工観光課までお問い合わせください。)

申請に関すること

1 確定申告書の写しがないと申請できないのか

事業を実施されているかどうかの確認書類となりますので、確定申告書の写しが提出できない場合は、法人の場合は登記簿謄本の写しを提出してください。また、個人事業主の方は税務署へ提出した開業届の写しを提出してください。

2 郵送申請をする場合、どこに送ればよいか

申請書は、できるだけ郵送で市の商工観光課へ送付してください。(専用封筒を用意していますのでご利用ください。)

なお、新型コロナウイルス感染症拡大により、市内事業者に大きな影響が出ていることから、市と 市内商工団体は一体となって事業者の皆さんを支援することとしています。本給付金の申請支援・相 談についても市・商工団体で行うこととしていますので、市の商工観光課・各支所地域振興室(東城 支所は産業建設室)、庄原商工会議所、備北商工会、東城町商工会へご相談ください。

3 事業主単位での申請になるということは、支店が市内に複数あっても 10 万円の給付しかないということか

法人、事業主単位での給付となりますので支店が市内に複数あっても10万円の給付となります。

4 売り上げ減少を証明する書類とはどういったものか

根拠書類として、対象要件の減少率となった月分の売上台帳の写しを添付してください。売上台帳が無い場合は売上を記録した帳面(手書きでも可)の写しなどでも結構です。

5 申請してからどれくらいで給付されるのか

提出された申請書を審査し、給付(不給付)決定書を申請者へ送付します。その後2週間程度(予定)で指定の口座へ振り込みます。

※申請書等に不備な点がある場合は電話連絡いたしますので、昼間でもつながる連絡先を申請書へ 記入ください。

6 免許を持っていないのだが、身分証明は住民票の写しでもよいか

身分証明書の写しについては、運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住権証明書、外国人登録証明書のいずれかを添付して提出してください。

これらがない場合は、住民票の写しとパスポート(顔写真が記載されているもの)、または住民票の写しと各種健康保険証の写し(両面)を提出してください。

※その他、申請に際してお困りのことは、お問い合わせください。